

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置について

平成28年1月27日 全学教務委員会 決定
平成30年9月26日 全学教務委員会 一部改正
平成31年2月20日 全学教務委員会 一部改正
令和元年9月18日 全学教務委員会 一部改正
令和3年5月26日 全学教務委員会 一部改正
令和4年3月23日 全学教務委員会 一部改正
令和5年7月26日 全学教務委員会 一部改正
令和8年2月18日 全学教務委員会 一部改正
令和8年7月2日 全学教育協議会 一部改正

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については、下記のとおり取り扱うものとする。

なお、この取扱いにおける各地区は以下とする。

地区	キャンパス	所在地
六甲台地区	鶴甲第一，鶴甲第二，六甲台第一，六甲台第二キャンパス	神戸市灘区
楠地区	楠キャンパス	神戸市中央区
名谷地区	名谷キャンパス	神戸市須磨区
深江地区	深江キャンパス	神戸市東灘区

記

1. 交通機関の運休の場合

各地区において、次の＜1＞から＜4＞のとおり交通機関が運休した場合は、当日のその後に予定されている授業(定期試験を含む。以下同じ。)を休講とする。

ただし、交通機関が運行を再開した場合は、次のとおり授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行を再開した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

＜1＞六甲台地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))のうち2線が同時に運休した場合
- (2) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

＜2＞楠地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))、阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が同時に運休した場合

< 3 > 名谷地区

次の(1) 又は(2) のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅)), 阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))
及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅)) が全て同時に運休した場合
- (2) 神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅)) が運休した場合

< 4 > 深江地区

JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅)), 阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅)),
阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅)) が全て同時に運休した場合

2. 気象警報の発表の場合

各地区の所在地に、警報(ただし暴風、大雪、暴風雪に限る)、特別警報又は次の表の警戒レベル4相当、警戒レベル5相当の気象警報が発表された場合、当日のその後に予定されている授業を休講とする。

なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、気象警報が解除された場合は、次のとおり授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに、気象警報が解除された場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

警戒レベルに対応した気象警報・注意報

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	} 休講対象
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	
警戒レベル 2相当	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	
警戒レベル 1相当	早期注意情報				

その他の気象警報

特別警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪	} 休講対象
警報	暴風、大雪、暴風雪	
	波浪	

3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区の所在地に市町村等から警戒レベル4避難指示・警戒レベル5緊急安全確保が発令された場合、当該地区で当日のその後に予定されている全ての授業を休講とする。ただし、午前6時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。

4. 休講措置の特例

上記1～3の場合にかかわらず、授業開講部局の長が、学生の安全確保のため必要があると判断した場合は、当該部局の授業等について、休講等の措置をとることがある。

5. 休講の周知方法

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は、学内掲示板、うりぼーネット、各部局のホームページ等により、あらかじめ周知する。

- (注) 1. 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により交通機関が運行休止となる場合をいう。
2. 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」による。
3. 気象警報の発表及び解除、避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。ただし、避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。
5. このほか、必要な事項は各部局において別に定める。
6. この取扱いは、対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用する。
7. この取扱いは、令和8年7月2日から適用する。